

琉球政府児童福祉法の成立過程に関する一考察

—渡真利源吉の働きを中心に—

A Study on the Formation Process of the Ryukyu Government Child Welfare Act.

—From the Point of View of Genkichi Tomari's Work—

鈴木崇之*

SUZUKI Takayuki

要旨

日本における児童福祉法は1947年に成立し、1948年から順次施行された。しかし、1945年4月5日のニミッツ布告により、米国軍政府による占領統治下に置かれていた沖縄では日本の児童福祉法は効力を発することがなかった。敗戦以降、戦災孤児や様々な児童問題が増えつつあった沖縄では、児童福祉法の成立が望まれていたのであった。

敗戦後、宮古島から沖縄本島に渡り、教員をしていた渡真利源吉は、琉球列島米国民政府(USCAR)社会福祉人材育成スカラシップに応募することを決意し、合格した。このスカラシップの合格者5名は日本社会事業学校に派遣され、琉球の社会福祉を担う専門職となることが期待されていたのであった。

主に児童福祉を学ぶ役割を担うこととなった渡真利は、帰琉後に琉球政府の職員となり、ソーシャルワーカー業務と併行しながら、琉球政府児童福祉法案の立案作業にあたることとなった。

1953年6月26日、比嘉秀平行政主席から「児童福祉法に関する立法要請」が発せられ、渡真利らが作成した琉球政府児童福祉法は立法院にて検討されることとなった。立法院では、予算や実効性等を勘案して作成した渡真利らの琉球政府児童福祉法案に対して、主に日本法を可能な限りそのまま適用すべきとする瀬長亀次郎委員らの意見が出され、議論は紛糾することとなった。

渡真利が日本留学時に学んだ日本の児童福祉法に関する知識、米国民政府の社会事業専門官であった山崎亮一がもたらしたアメリカの児童福祉に関する知識を背景に出来た琉球政府児童福祉法案であったが、成立時には限りなく日本法に近い形となった。しかし、成立・施行後には、措置費予算の裏づけを欠く等の問題を引きずることとなり、法にもとづく制度の運用と児童福祉実践場面においては多くの混乱の種が残されることとなった。

キーワード：琉球政府児童福祉法 渡真利源吉 児童福祉史

*東洋大学ライフデザイン学部生活支援学科 Toyo University, Faculty of Human Life Design

連絡先：〒351-8510 朝霞市岡48-1 (東洋大学)

1 研究の目的と方法

1945年4月5日のニミッツ布告により、沖縄は米国軍政府による占領統治下に置かれることとなった。1952年4月1日の琉球政府発足以後は、米国民政府と琉球政府という二本立ての行政形態に移行したが、1972年5月15日の日本への復帰に至るまでには20年の期間を要することとなった。

一方、日本のほうは終戦から一ヶ月後の1945年9月20日に「戦災孤児等保護対策要綱」等の戦災孤児対策を行うが、対策は成功したとは言えない状況であった。そのような中で、1946年9月17日、GHQ公衆衛生福祉部において「監督保護を要する児童の件」に関する会議が行われた。ここでは、児童福祉を前進させるための行動計画を指導するためには厚生省の1局が当たるべきとされた。また、中央社会事業協会他の団体は、児童の保護に関する法律の制定を求める意見書を提出した。

1947年8月11日、政府は児童福祉法案をまとめ、第1回国会に提出した。国会における慎重な審議を経て、1947年12月12日に児童福祉法が成立、翌1948年1月1日から順次施行となったのであった。

1948年以降は日本では児童福祉法が施行されていたが、沖縄では著名な島マスらの厚生員活動の他は実効性のある施策を打つことができていなかったといえる。日本において唯一地上戦が行われ多数の戦災孤児が生まれたことや、戦後の混乱の中での児童問題が増加したことに対して、沖縄においても児童福祉法の立案と施行が求められるようになっていったのであった。

本研究では、日本の児童福祉法に比べ研究が十分に進んでいない琉球政府児童福祉法の成立過程の解明を大きな目的とする。その際に着目していくのは、渡真利源吉の働きである。

渡真利源吉は、1953年10月に制定施行された琉球政府児童福祉法の実質的作成者であり、1965年3月に琉球政府を辞するまで5年6ヶ月間に渡って社会局福祉課児童係長を務め、日本復帰に至るまでの沖縄の児童福祉の礎を作った人物である。

その後1965年4月から1998年3月まで児童養護施設・愛隣園の副園長・園長を務め、その後も沖縄県社会福祉士会の電話相談員を行うなど、晩年に至るまで社会福祉の第一線に立ち続けている。

筆者は2004年度の日本社会福祉学会報告、本報告を論文化した鈴木崇之・加藤彰彦「渡真利源吉の思想と実践 ——ライフヒストリーに基づく戦後沖縄児童福祉史研究(その1)——」(沖縄大学地域研究所『研究報告』第1号、2005年)、川崎二三彦・鈴木崇之『日本の児童相談』(明石書店、2010年)その他において、渡真利源吉のライフヒストリーについて報告している。

本稿ではまず、渡真利源吉氏の所蔵資料であった琉球政府社会局福祉課作成の「児童福祉法案」を元にテキスト化し、今後の研究に活用可能なように公開する。本「児童福祉法案」は丹野喜久子「占領下沖縄の児童問題と児童福祉法成立過程」(1998年)に掲載されていたが、文字の変換ミス等が確認されたため、改めて本稿にて掲載することとした。

次に、琉球政府社会局福祉課「児童福祉法案」を元に、琉球立法院文教社会委員会にて行われた審議の議事録をテキスト化し、今後の研究に活用可能なように公開する。

7回に及ぶ審議の中で、どのような議論が行われ、琉球政府社会局福祉課「児童福祉法案」にどのような変更が加えられていったのかを解明することは、琉球政府児童福祉法の成立過程を研究する上で非常に重要な課題である。本審議過程については、渡真利源吉本人が執筆した「児童福祉法の制定」(1998年)や、望月彰「琉球政府児童福祉法案の審議経過とその特質」(1998年)等でも分析がな

されていたが、議事録の全体をテキスト化して公表するのは本稿が初となる。

本稿では、これらの資料を提示しながら各資料についての解説を行い、最後に考察を行なうこととしたい。

2 琉球政府児童福祉法成立史 ——渡真利源吉の関わりを中心に——

表1 琉球政府児童福祉法成立に至るまでの沖縄の政治形態の変化

1945年4月5日	ニミッツ布告→米国軍政府による占領統治へ。
1945年8月20日	沖縄諮詢会設置。
1946年4月22日	沖縄中央政府設立。
1946年12月1日	沖縄民政府に改称。
1950年11月4日	四群島政府設立。
1950年12月15日	米国軍政府を米国民政府（USCAR）に改称。
1951年4月1日	琉球臨時民政府発足。
1952年2月29日	米国民政府布告「琉球政府の設立について」。
1952年4月1日	琉球政府発足。→米国民政府と琉球政府という二本立ての行政形態へ。

表1は、琉球政府児童福祉法成立に至るまでの沖縄の政治形態の変化の概略である。1952年4月1日に琉球政府が発足し、米国民政府（USCAR）を上部組織に置きながらも、徐々に沖縄の自治を取り戻していったのであった。このような政治体制の変化の中で、渡真利源吉はどのような経緯で琉球政府児童福祉法の立案過程に関わるようになっていったのであろうか。表2を元にしながら、渡真利が琉球政府児童福祉法の立案に関わるまでの経緯を概説したい。

1926年に宮古島に生れた渡真利源吉は、宮古島で現地部隊に入隊し、1945年6月の沖縄戦終結を迎えた。しばらくは農業に従事していたが、1946年7月に沖縄本島へ渡り、同年10月から沖縄外国語学校にて翻訳・通訳を学んだ。

1947年4月から具志川実業高等学校教諭、新制・具志川中学校教諭を歴任した。

1950年11月、担任していたクラスに不登校児（登校せず、米軍のゴミ捨て場で缶詰あさりなどをしていた）がおり、渡真利は悩んでいた。そんな折、沖縄軍政府による第1回社会事業研修生派遣制度によって日本社会事業短期大学での3ヶ月の研修を終えた島マスによる新聞投書「不良児について」を読み、いわゆる「不良児」への見方や処遇方法について示唆を受けた。また、同時に「内地で学びたい」との思いを抱くに至った。

琉球列島米国民政府（USCAR）社会福祉人材育成スカラシップに応募することを決意し、合格。合格者5名は各群島から選抜された、渡真利源吉、前城弘秀（沖縄群島）、砂川寛亮（宮古群島）、喜舎場信方（八重山群島）、栄原辰巳（奄美群島）であった。

1951年4月、上記5名は日本社会事業学校研究科（1年課程）へ派遣された（日本社会事業学校研究科第6期生）。

1952年5月、渡真利は学校現場に戻ることを期待していたが、琉球政府民生局民生課児童係に配属となり、琉球政府児童福祉法案の立案作業に携わる。

「米国民政府スカラシップによる派遣学生には、帰琉後の法案作成等の業務が事前に期待されていたのか」と筆者が渡真利本人に質問したところ、「それはわからない」とのことであった。しかしながら、沖縄外国語学校にて英語の翻訳・通訳を学び、さらに学校教員として生活に困難を抱える子どもへの対応について前向きな取り組みをおこなっていた渡真利が合格した時点で、米国民政府と連携しながらの法案作成業務を担うことはほぼ既定路線とされていたのではないかと予想される。

表2 渡真利源吉略歴

1926年7月27日	沖縄県宮古郡平良市（現・宮古島市）字松原生まれ。
1933年4月－1940年3月	久松尋常高等小学校にて学ぶ。
1940年4月－1945年3月	旧制・沖縄県立宮古中学校にて学ぶ。
1944年10月9－10日	陸軍経理学校を受験しようとして沖縄本島へ向かう際、船が空襲を受ける（10・10空襲）。
1945年3月－1945年8月	現地部隊に入隊。
1945年8月－1946年7月	敗戦。除隊後、農業に従事。
1946年7月	英語教師になるため密航同然で沖縄本島へ。
1946年10月－1947年3月	沖縄外国語学校（現・琉球大学）にて翻訳・通訳を学ぶ。
1947年4月－1948年3月	具志川実業高等学校教諭となる。
1948年4月－1951年3月	新制・具志川中学校教諭となる。
1951年4月－1952年3月	米国民政府（USCAR）契約留学生として日本社会事業学校研究科（1年課程）へ派遣。
1952年4月－1954年9月	琉球政府民生局民生課児童係に配属。琉球政府児童福祉法立法準備等に併行して、ケースワーカー業務を行う。
1953年10月	琉球政府児童福祉法成立。児童相談所開設準備開始。
1954年4月－1958年10月	沖縄中央児童相談所に主任として配属。
1956年12月－1957年3月	内地研修（日本社会事業大学、東京都中央児童相談所他）。
1958年11月－1964年3月	琉球政府社会局福祉課（後、厚生局民生課）児童係長就任。児童現場から離れることへの不安を覚える。
1961年3月－6月	日本政府援助による内地研修（東京都品川児童相談所他）。
1962年4月－1972年3月	玉川大学文学部教育学科（通信教育課程）にて学ぶ。夏期スクーリングにて小原國芳先生と邂逅する。
1964年4月－1973年3月	児童養護施設・愛隣園副園長就任。
1972年5月	沖縄本土復帰。
1973年4月－1998年3月	児童養護施設・愛隣園園長就任。
1988年4月－1991年5月	知的障害者通所授産施設愛の園・園長を兼任。
1998年4月－現在	社会福祉法人健真福祉会理事、日本ソーシャルワーカー協会理事、沖縄児童文化福祉協会理事長、日本社会福祉士会沖縄県支部電話相談員、沖縄国際大学等の非常勤講師等を歴任。

3 琉球政府児童福祉法案の作成

琉球政府民生局民生課児童係に配属となった渡真利は、午前中は法律立案作業、午後は子どものケースワークのために走り回る日々を送るようになった。

「児童福祉法案については、立案当初から米国民政府の指導官であった山崎亮一さんが積極的に関わったということもあって、民政府との調整もスムーズに行われました。が、それでもこの仕事には約一年間かかりました。それというのも、午前中は法律立案の準備など出来たのですが、午後は刑務所に入っている少年たちの出所に伴っての面接や、行き場を失っている少年たちの世話などで忙しかったのです」（渡真利 2004：23頁）。

法案作成に関わったのは渡真利の他、琉球政府民生局民生課の喜舎場信方、諸見里和子、そして米国民政府の山崎亮一であった。

1953年6月26日、比嘉秀平行政主席から護得久朝章立法院議長宛メッセージ第30号「児童福祉法に関する立法要請」が発せられ、渡真利らが作成した琉球政府児童福祉法案70部が立法院にて6月29日に受理された。

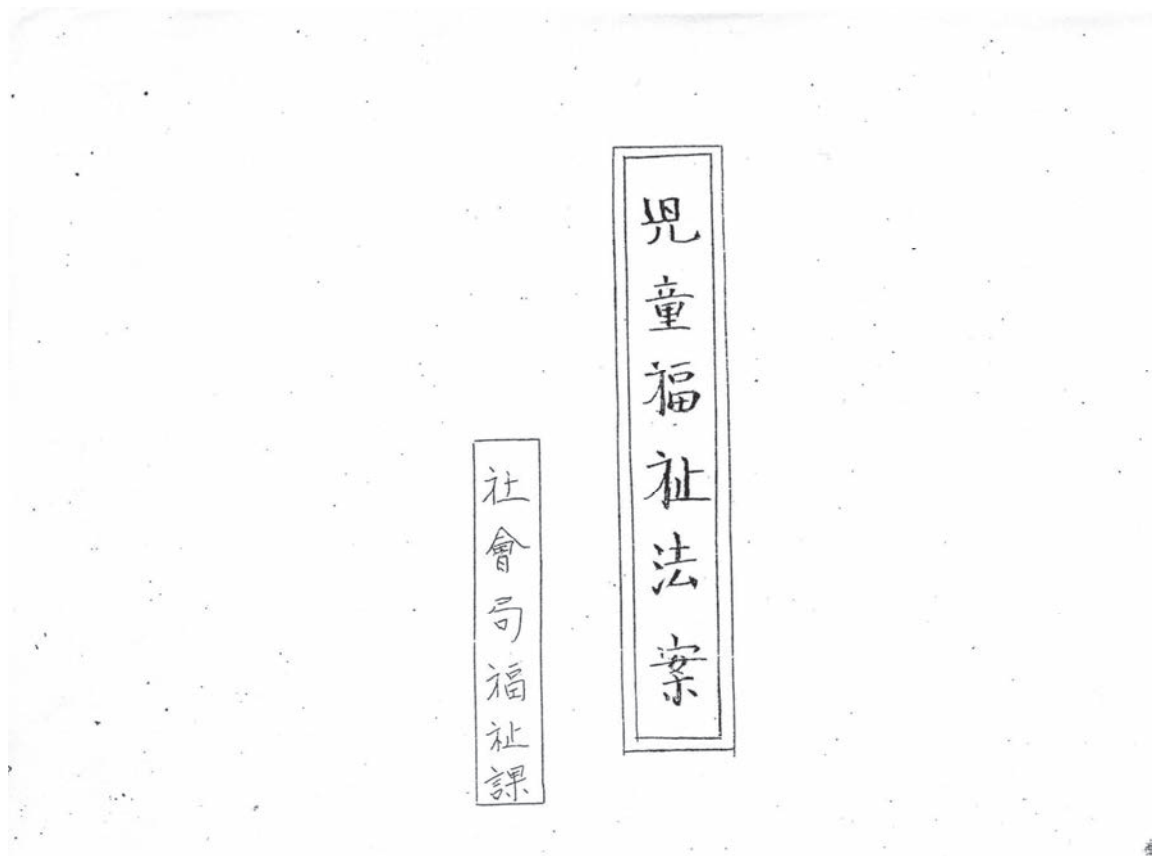


図1 琉球政府社会局福祉課「児童福祉法案」表紙

図1は琉球政府社会局福祉課「児童福祉法案」表紙である。この表紙の前頁には、

「一九五三年六月二十六日行政主席 比嘉秀平
立法院議長 護得久朝章殿
児童福祉法に関する立法要請

首題について、別紙の趣旨により、該法案の立法を要請いたします。

なお行政府としての参考案を七〇部添付します」

との表書きがあり、「琉球立法院」の1953年6月29日付第527号の受理印が押印されている。

<琉球政府社会局福祉課「児童福祉法案」>

児童福祉法案 社会局福祉課

児童福祉法立案の趣旨

世界のありとあらゆる国は次の世代を担う青少年の健全なる育成を積極的にはかりつつある。“国の勢力を見んと思わば先ずその国の青少年を見よ”と云われている如く、わが琉球に於ても健全なる青少年をつくり出してこそ始めて良き領土となるのではなからうか。又民主主義思想の普及と共に基本的人権が大きく叫ばれている今日、更に琉球章典第五条「すべて住民は個人として尊重され、法の下に平等である。生命、自由及び幸福追及に対する権利は公共の福祉に違反しない限り、立法その他の政務の上で最大の尊重を必要とする」に基ずけば、住民の一人である児童の保護を単に従来の特殊児童のみに限定することなく、全児童の福祉へと進めることは当然である。ところがわが琉球の現状はどうであろうか。

敗戦の結果は家庭の破壊、混乱経済界の不況、道徳の頹廃をもたらし、大人のみならず子どもにまで悪影響を及ぼしている。斯様な特殊な社会環境の中で就中戦災孤児、街頭浮浪児、戦争未亡人等の問題と、それに関連して日々増加する青少年の不良化と犯罪は、今や大きな問題として多くの関係者を憂慮せしめているのは周知のことである。

而して戦後に於ける青少年の犯罪の増加は統計の示すところであり、戦前九ヶ年間で全犯罪の十六パーセントに対して戦後は一九五〇年六〇パーセント、一九五一年は六十三パーセントと驚くべき増加を示している。

この様な状況に鑑み群島政府社会事業課に於ては、一九五一年九月課内に新しく児童係を設けて従来保護係に包含されていた児童福祉面の仕事を拡充強化するようになり早速専任職員を決め積極的に非行少年の保護と処置に当らしめたのである。

然し乍ら機関の不備及び技術の未発達の為に応急処置の

みで適切なる措置が行われていない現状である。更に戦后沖縄に対する日本の権力の行使が中絶されるに及び児童の福祉を裏付ける法的根拠も極めて不備で己の生活の為に児童の権利を無視し逆用される慮のある実状なればこれを保護する必要上法の制定は急務であると云わねばならない。以上述べた如く児童の福祉をはかる為にはいかにしても立法化又それに基づく福祉機関が必要だとの民間の要請に応じて立案をみたのである。

児童福祉法案

第一章 総則

(児童福祉の理念)

第一条 すべて児童は、一人格として尊重され、ひとしくその生活を保障され愛護される権利を有する。

2 すべて住民は、児童が心身ともに健やかに育成されるように努めなければならない。

(児童育成の責任)

第二条 政府及び市町村は、児童の保護者と共に、児童を心身共に、健やかに育成する責任を負う。

(原理の尊重)

第三条 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理はすべて児童に関する法令の施行にあつて常に尊重されなければならない。

第一節 定義

(児童)

第四条 この立法で児童とは満十八才に満たない者を云い、児童を左のように分ける。

一 乳児 満一才に満たないもの

二 幼児 満一才から小学校就学の始期に達するまで

の者

三 少年 小学就学の始期から満十八才に達するまでの者

(保護者)

第五条 この立法で保護者とは親権を行う者、後見人その他の者で児童を現に監護する者を云う。

(児童福祉施設)

第六条 この立法で児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子寮、保育所、児童厚生施設、養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設及び教護院とする。

第二節 児童福祉審議会

(設置及び権限)

第七条 児童の福祉に関する事項を調査審議するため、中央児童福祉審議会を置く。

2 市町村は第一項の事項を調査審議するため、市町村児童福祉審議会を置くことができる。

3 中央児童福祉審議会は行政主席の市町村児童福祉審議会は市町村長の管理に属し、夫々その諮問に答え又は関係行政庁に意見を具申することができる。

4 児童福祉審議会は特に必要があると認めるときは関係行政庁に対し所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

5 児童福祉審議会は必要に応じ相互に資料を提供する等常に緊密な連絡をとらなければならない。

(組織)

第八条 中央児童福祉審議会は委員二十人以内で、市町村福祉審議会は委員十人以内でこれを組織する。

2 児童福祉審議会において特別の事項を調査審議するため必要があるときは臨時委員を置くことができる。

3 児童福祉審議会の委員及び臨時委員は関係行政庁の職員、児童の保護、保健その他福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者の中から行政主席及び市町村長が夫々これを任命する。

4 児童福祉審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各一人を置く。

(規則への委任)

第九条 この立法で定めるものの外委員の任期、委員長及び副委員長の職務、その他児童福祉審議会の運営に関し必要な事項は規則でこれを定める。

第三節 児童福祉司及び社会福祉主事

(児童福祉司の職務)

第十条 行政主席の定める福祉地区に児童福祉司を置く。

2 児童福祉司は児童の保護、保健その他福祉に関する事項について相談に応じ専門的技術に基づいて必要な指導又は適切なる措置をとらなければならない。但し第二十条第一項第三号及び第四号の措置を要すると認めるものはこれを行政主席に報告すること。

3 前項の規定による報告書には児童の住所、氏名、年齢、履歴、性行健康状態その他児童の福祉増進に関し参考となる事項を記載しなければならない。

4 児童福祉司は行政主席の定める担当区域により第二項の職務を行い担当区域内の市町村に協力を求めることができる。

5 児童福祉司は第二項の職務に関し、行政主席の指揮監督を受ける。但し、宮古、八重山、大島の各福祉地区においては当該地方庁長の指揮監督を受ける。

(児童福祉司の資格)

第十一条 児童福祉司は技術職員とし、左の各号の一に外資する者の中からこれを任用しなければならない。

一 政府の指定する児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は社会福祉に関する講習会の課程を修了した者

二 社会福祉主事の資格を有する者で二年以上児童福祉事業に従事した者

三 前各号に準ずる者であって児童福祉司として必要な学識経験を有する者

(社会福祉主事)

第十二条 社会福祉主事設置法による社会福祉主事はこの立法に関する限り児童福祉司の行う、職務に協力するものとする。但し、取扱困難なる事例はこれを児童福祉司に移管しなければならない。

第四節 児童相談所、保健所及び市町村長

(児童相談所の設置)

第十三条 政府は児童相談所を設置しなければならない。

(児童相談所の業務)

第十四条 児童相談所は、児童福祉に関する事項について主として左の業務を行うものとする。

一 児童に関する各般の問題につき家庭その他からの相談に応ずること。

二 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的及び精神衛生上の指導を行うこと。

三 児童の一時保護を行うこと。

2 児童相談所は必要に応じ、巡回して前項第一号及び第二号の業務を行うことができる。

3 相談及び調査に応ずる者は児童福祉司でなければならない。

(児童の一時保護施設の設置)

第十五条 児童相談所には必要に応じ児童を一時保護する施設を設置することができる。

(規則への委任)

第十六条 この立法で定めるものの外児童相談所の管轄区域その他児童相談所に関し必要な事項は規則でこれを定める。

(保健所の業務)

第十七条 保健所はこの立法の施行に関し、主として左の業務を行うものとする。

一 児童の保健について正しい衛生知識の普及を図る

こと。

二 児童の健康相談に応じ又は健康診査を行い必要に応じ保健指導を行うこと。

三 身体に障害のある児童の療育について指導を行うこと。

四 児童福祉施設に対し栄養の改善、その他衛生に関し必要な助言を与えること。

(協力機関)

第十八条 児童福祉司及び社会福祉主事と市町村長はこの立法並びにこの立法に基づく規則の実施について互いに協力しなければならない。

第二章 福祉の措置及び保障

(要保護児童の通告)

第十九条 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童を発見した者は、これを児童福祉司及び社会福祉主事又は市町村長に通告しなければならない。但しこの通告を受けた市町村長はこれを児童福祉司若しくは社会福祉主事に通告しなければならない。

(行政主席のとりべき措置)

第二十条 行政主席は第二十二条の規定に基き裁判所から依頼された事項又は第十条第二項但し書きの規定に依る報告のあつた児童につき規則の定むるところにより左の各号の一の措置をとらなければならない。

一 児童、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について医学、教育学、社会学、その他、専門的知識に基き調査をさせること。

二 必要に応じ裁判所に前号の調査事項を報告すること。

三 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは社会福祉主事に指導させること。

四 児童を里親（保護のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を養育することを希望する者であつて行政主席が適当と認める者をいう。以下同じ）若しくは保護受託員（保護のない児童又は監

護させることが不相当であると認められる児童で琉球教育法に定める義務教育を終了したものを自己のもとに預り又は自己のもとに通わせて保護しその性能に応じ独立自活に必要な指導をすることを希望するものであって行政主席が適当と認めるものをいう。以下同じ)に委任し、又は乳児院、養護施設、盲ろう啞児施設、教護院、若しくはその他の児童福祉施設に入所させること。

五 裁判所の審判に付することが適当であると認める児童はこれを巡回裁判所に送致すること。

2 第一項第四号の措置は児童に親権を行う者(第四十六条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長を除く。以下同じ)又は後見人があるときはその意に反して、これをとることができない。但し裁判所から送致のあつた児童については裁判所の決定による指示に従わなければならない。

3 第一項第四号の保護受託者に委託する措置はあらかじめ児童の同意を得且つ一年以内の期間を定めてこれをとらなければならない。

4 行政主席は委託の期間の満了したときは、更に児童の同意を得且つ一年以内の期間を定めて児童の保護受託者に委託することができる。

5 行政主席は第一項第三号若しくは第四号の措置を解除し停止し、若しくは他の措置に変更し又は前項の措置をとる場合には、児童福祉司若しくは社会福祉主事の意見を聞かなければならない。

(巡回裁判所への送致)

第二十一条 行政主席はたまたま児童の行動の自由を制限し又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは第二十八条第四十六条の規定により認められた場合を除き事件を巡回裁判所に送致しなければならない。

(裁判所と行政主席との関係)

第二十二条 裁判所は児童の福祉上適当な措置をとるため行政主席に対して必要な援助又は協力を求めることができる。

(保護者の児童虐待等の場合の措置)

第二十三条 保護者がその児童を虐待し又は著しくその監護を怠りよって刑罰法令に触れ又は触れる虞れのある場合において第二十条第一項第四号の措置をとることが児童の親権を行う者又は後見人の意に反するときは行政主席は左の各号の措置をとることができる。

一 保護者が親権を行う者又は後見人であるときは巡回裁判所の承認を得て第二十条第一項第四号の措置をとること。

二 保護者が親権を行う者又は後見人でないときはその児童を親権を行う者又は後見人に引渡すこと。但しその児童の親権を行う者又は後見人に引渡すことが児童の福祉のため不相当であると認めるときは巡回裁判所の承認を得て第二十条第一項第四号の措置をとること。

(立入調査)

第二十四条 行政主席は前条の規定による措置をとるため必要があると認めるときは巡回裁判所の承認を得て児童福祉司、社会福祉主事又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして児童の住所若しくは居所又は児童の従業する場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合に於てはその身分を証明する証票を携帯させなければならない。

(同居児童の届出)

第二十五条 四親等内の児童以外の児童をその親権を行う者又は後見人からはなして自己の家庭(単身の世帯を含む)に三ヶ月(乳児については一ヶ月)を越えて同居させる意思をもつて同居させた者継続して二ヶ月以上(乳児については二十日以上)同居させた者(規則の定めるところにより児童を委託された者及び児童を単に下宿させた者を除く)は同居を始めた日から三ヶ月以内(乳児については一ヶ月以内)に規則の定めるところにより市町村長を経て行政主席に届出なければならない。但しその届出期間内に同居をやめたときはこの限りではない。

2 前項に規定する届出をなした者がその同居をやめた日から一ヶ月以内に規則の定めるところにより、市町村長

を経て行政主席に届出なければならない。

3 保護者は経済的理由により児童をそのもとにおいて養育しがたいときは児童福祉司若しくは社会福祉主事に相談しなければならない。

4 行政主席は里親、保護受託者及び第一項に規定する者に児童の保護について必要な指示をし又は必要な報告をさせることができる。

(在所期間の延長)

第二十六条 第二十条第一項第四号の規定により養護施設、教護院、又はその他の児童福祉施設に入所した児童について行政主席は満二十才に達するまでその者をこれらの児童福祉施設に在所させることができる。この場合においては行政主席は児童福祉施設の長の意見をきかなければならない。

(権限の委任)

第二十七条 行政主席は第二十条第一項の措置をとる権限の全部又は一部を社会局長に委任することができる。

(児童の一時保護)

第二十八条 児童福祉司は必要があると認めたときは第十条第二項但書の規定による措置をとるに至るまで児童に一時保護を加え又は適当な者に委託して一時保護を加えることができる。

2 行政主席は必要があると認めたときは第二十条第一項の措置をとるに至るまで児童福祉司をして、児童に一時保護を加えさせ又は適当な者に一時保護を加えることを委託させることができる。

3 この立法に定めるものの外一時保護に関し必要な事項は規則でこれを定める。

(禁止行為)

第二十九条 何人も左の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 不具奇形の児童を公衆の観覧に供する行為
- 二 児童にこじきをさせ、又は児童を利用してこじき

をする行為

三 公衆の娯楽を目的として満十五才に満たない児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行為

四 満十五才に満たない児童に戸々について又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、遊芸その他の演技を業務としてさせる行為

五 児童に午後十時から午前三時までの間、戸々について、又道路、その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務としてさせる行為。

六 戸々について又は道路について又は道路その他これに準ずる場所で物品の販売、配布、展示若しくは拾集又は役務の提供を業務として行う満十五才に満たない児童を当該業務を行うために待合料理店、カフェーその他客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業又はキャバレー、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業を営む場所に立ち入らせる行為

七 満十五才に満たない児童に酒席に待する行為を業務としてさせる行為

八 児童を淫行させる行為

九 前各号に掲げる行為をする虞のある者、その他刑罰法令に触れる行為をなす虞のある者に情を知って児童を引渡す行為及び当該引渡し行為のなされる虞があるの情を知って、他人に児童を引渡す行為

十 成人及び児童のための正当な職業紹介の機関以外の者が営利を目的として児童の養育をあっ旋する行為

十一 児童が四親等内の児童である場合及び児童に対する支配が正当な雇用関係に基くものであるか、又は行政主席の承認を得たものである場合を除き児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもってこれを自己の支配下に置く行為

2 養護施設、盲ろう唖児施設、教護院又はその他の児童福祉施設においては、夫々第三十七条第三十九条又は第四十二条に規定する目的に反して入所した児童を酷使してはならない。

(児童福祉事業を行う施設の届出)

第三十条 政府以外の者であって児童福祉事業を行う施設(この立法で定める児童相談所及び児童福祉施設を除く)を設置するものはその事業の開始前に規則の定めるところにより行政主席に届出なければならない。

2 前項の児童福祉事業の範囲は規則でこれを定める。

3 第一項に規定する届出をなした者がその施設を廃止したときは廃止した日から十日以内に規則の定めるところにより行政主席に届出なければならない。

4 行政主席は規則の定めるところにより第一項の施設の設備及び運営に関し、その施設の長に対し、必要な報告をさせることができる外児童の福祉に関する事務に従事する職員に実地につき監査をさせ児童福祉に欠けるところがあると認めるときは、その施設の設置者に対し必要な改善を命ずることができる。

第三章 児童福祉施設

(設置)

第三十一条 政府は規則の定めるところにより、必要に応じて児童福祉施設を設置しなければならない。

2 市町村その他の者は規則の定むるところにより、行政主席の認可を得て児童福祉施設を設置することができる。

3 行政主席は、中央児童福祉審議会の意見を聞き、市町村に対し児童福祉施設の設置を命ずることができる。

4 児童福祉施設には、児童福祉施設の職員の養成施設を附置することができる。

5 市町村その他の者は、児童福祉施設を廃止し又は休止しようとするときは規則の定むるところにより、行政主席の承認を受けなければならない。

(助産施設)

第三十二条 助産施設は保健上必要があるにも拘らず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設とする。

(乳児院)

第三十三条 乳児院は乳児を入所させてこれを養育することを目的とする施設とする。

2 前項の規定による養育は必要があるときは、乳児が満二才に達するまで、これを継続することができる。

(母子寮)

第三十四条 母子寮は配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護することを目的とする施設とする。

(保育所)

第三十五条 保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。

2 保育所は前項の規定に拘らず特に必要があるときは日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。

(児童厚生施設)

第三十六条 児童厚生施設は、児童遊園・児童館等児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

(養護施設)

第三十七条 養護施設は、乳児を除いて保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護することを目的とする施設とする。

(精神薄弱児施設)

第三十八条 精神薄弱児施設は、精神薄弱の児童を入所させて、これを保護すると共に自立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。

(盲ろうあ児施設)

第三十九条 盲ろうあ児施設は、盲児(強度の弱視児を含

む)又はろうあ児(強度の難聴児を含む)を入所させて、これを保護すると共に、独立自活に必要な指導又は援助することを目的とする施設とする。

(虚弱児施設)

第四十条 虚弱児施設は、身体の虚弱な児童に適正な環境を与えて、その健康増進を図ることを目的とする施設とする。

(肢体不自由児施設)

第四十一条 肢体不自由児施設は、上肢下肢又は体幹の機能の不自由な児童を治療すると共に、独立自活に必要な知識技能を与えることを目的とする施設とする。

(教護院)

第四十二条 教護院は不良行為をなし、又はなす虞れのある児童を入院させて、これを教護することを目的とする施設とする。

(最低基準の制定)

第四十三条 行政主席は、中央児童福祉審議会の意見を聞き、児童福祉施設の設備及び運営、里親の行う養育並びに保護受託者の行う保護について、最低基準を定めなければならない。

(最低基準実施の監督)

第四十四条 行政庁は前条の最低基準を維持するため、児童福祉施設の長、里親及び保護受託者に対して必要な報告をさせ、児童の福祉に関する事務に従事する職員に実地につき監督させることができる。

2 行政主席は、児童福祉施設の設備又は運営が前条の最低基準に達しないときは、その施設の設置者に対し、必要な改善を命じ、又は児童福祉審議会の意見を聞きその事業の停止を命ずることができる。

(児童福祉施設の長の義務)

第四十五条 児童福祉施設の長は、行政主席からこの立法

の規定に基づく措置のための委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(児童福祉施設の長の親権)

第四十六条 児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は後見人のないものに対し親権を行う者又は後見人があるに至るまでの間、親権を行う。但し民法(旧)第八百四十三条第一項の規定による縁組の承諾をするには、規則の定めるところにより、行政主席の許可を得なければならない。

2 児童福祉施設の長は、入所中の児童で親権を行う者又は後見人のある者についても監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置をとることができる。

(児童福祉施設に入所中の児童の教育)

第四十七条 養護施設、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設及び肢体不自由児施設の長は琉球教育法に規定する保護者に準じて、その施設に入所中の児童を就学させなければならない。

2 教護院の長は在院中、琉球教育法の規定による小学校又は中学校に準ずる教科を修めた児童に対し修了の事実を証する証明書を発行することができる。

3 教護院の長は前項の教科に関する事項については文教局長の勧告に従わなければならない。

4 第二項の証明書は、琉球教育法により設置された各学校と対応する教育過程について、各学校の長の授与する卒業証書その他の証書と同一の効力を有する。但し教護院の長が第三項の規定による文教局長の勧告に従わないため、当該教護院における教科に関する事項が著しく不適当である場合において文教局長が社会局長と協議して当該教護院を指定したときは、当該教護院についてはこの限りではない。

(規則への委任)

第四十八条 この立法で定めるものの外児童福祉施設の職員とその他児童福祉施設に関し必要な事項は規則でこれを

定める。

第四章 費用

(政府の支弁)

第四十九条 政府は第二十条第一項第四号に規定する措置により政府の設置する児童福祉施設に入所させた者につき、その入所後に要する費用を支弁する。

第五十条 左の各号に掲げる費用は、政府の支弁とする。

- 一 中央児童福祉審議会に要する費用
- 二 児童福祉司に要する費用
- 三 児童相談所に要する費用（第五号及び第七号の費用を除く）
- 四 行政主席が第二十条第一項第四号に規定する措置をとった場合に於いて、入所又は委託（保護受託者に委託する場合を除く。以下同じ）に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、第四十三条の最低基準を維持するための費用
- 五 児童相談所で行う相談、調査及び指導に要する費用
- 六 一時保護に要する費用
- 七 児童相談所の設備並に職員の養成施設に要する費用

(市町村の支弁)

第五十一条 左の各号に掲げる費用は、当該市町村の支弁とする。

- 一 市町村の設置する児童福祉施設の設備及び、職員の養成施設に要する費用
- 二 市町村児童福祉審議会に要する費用

(事務処理状況の実地調査)

第五十二条 行政主席は第五十条第四号の費用の支弁が適正に行われているか否かについて、当該職員をして事務処理状況を夫々実地につき調査させることができる。

(費用の徴収及び代負担)

第五十三条 行政主席は第四十九条に規定する費用及び第五十条第四号に規定する費用を、市町村長は第五十一条に規定する費用をそれぞれ本人又はその扶養義務者から徴収しなければならない。

2 前項に規定する費用の徴収に当り、市町村に於いて児童福祉司又は社会福祉主事の意見を聞き、本人及びその扶養義務者がその費用の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、当該費用は前項の区分に従い政府又は市町村が代わって負担しなければならない。

3 第一項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の市町村長に委嘱することができる。

4 第一項の規定により徴収される費用を指定の期限内に納付しない者があるときは、政府の税滞納処分例により処分することができる。

第五章 雑則

(課税除外)

第五十四条 政府、市町村その他の公共団体は、左の各号に掲げる建物及び土地に対しては、租税その他の公課を課することができない、但し有料で使用させる者については、この限りでない。

- 一 主として児童福祉のために使う施設
- 二 前号に掲げる建物の敷地その他主として児童福祉施設のために使う土地

(認可の取消・事業停止又は施設閉鎖命令)

第五十五条 第三十一条第二項の規定により設置した児童福祉施設が、この立法、若しくは、この立法に基づいて発する規則又はこれらに基いてなす処分に違反したときは、行政主席は、同項の認可を取消することができる。

2 第三十二条から、第四十一条までの各条に規定する業務を目的とする施設であって、第三十一条第二項の認可を受けず若しくは、前項の規定により児童福祉施設の認可を取消されたもの又は第三十条に規定する施設であって、同条第四項の命令に違反し、且つ、その設備及び運営が児童の福祉に著しく有害であると認められるものについては

行政主席は、中央児童福祉審議会の意見を聞き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

(訴願)

第五十六条 この立法又はこの立法に基いて発する規則の規定により、行政主席若しくは児童福祉司 社会福祉主事又は市町村長のなす処分不服のあるものは、行政主席又は市町村長に訴願することができる。

(禁止行為違反の罰則)

第五十七条 第二十九条第一項第八号の規定に違反した者は、これを十年以下の懲役又は一千元以上一万円以下の罰金に処する。

2 第二十九条第一項第一号から第七号まで、若しくは第九号から第十一号までの規定又は同条第二項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は四千元以下の罰金に処する。

3 児童を使用する者は、児童の年令を知らない事を理由として前項の規定による処罰を免れることができない。但し、過失のときは、この限りでない。

(守秘義務違反の罰則)

第五十八条 児童福祉司・社会福祉主事及び、児童の福祉に関する事務に従事する職員が、正当な理由なくその職務上取扱った事について、知得した人の秘密をもらしたときは、六ヶ月以下の懲役・又は千円以下の罰金に処する。

(職務妨害届出懈怠の罰則)

第五十九条 正当の理由なく、第二十四条の規定による児童福祉司、社会福祉主事若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは、忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは、虚偽の答弁をさせた者はこれを二千元以下の罰金に処する。

2 第二十五条第一項又は第三十条第一項に規定する届出を怠った者についても同様とする。

(事業停止・施設の閉鎖・命令違反の罰則)

第六十条 第四十四条第二項又は第五十五条第二項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者はこれを六ヶ月以下の懲役若しくは、禁固、又は三千元以下の罰金に処する。

附則

第六十一条 この立法は公布の日から施行する。

第六十二条 児童虐待防止法及び少年教護法は、この立法公布の日から効力を失う。但し、この立法施行前になした行為に関する罰則の適用については、これらの法律は、なお、その効力を有する。

第六十三条 児童虐待防止法第二条の規定により行政主席のなした処分は、これをこの立法中の各相当規定による措置とみなす。

4 琉球政府立法院文教社会委員会における児童福祉法案の審議経過

「児童福祉法に関する立法要請」は立法院文教社会委員会付託となり、1953年7月8日、7月9日、7月14日、7月15日、7月17日、7月20日、7月30日の日程で審議された。

審議に携わったメンバーは宮城久栄(文教社会委員会委員長)、兼次佐一、瀬長亀次郎、西原雅一、大浜国浩、平山源宝(文教社会委員)、山田有昂(琉球政府社会局福祉課課長)、末吉業信・渡真利源吉(琉球政府社会局福祉課主事)であった。

渡真利は証人出席の無かった7月20日以外、法案作成担当者として出席し、答弁している。

ちなみに、渡真利は審議過程中の1953年7月27日に27歳の誕生日を迎えることとなった

が、この時点では30歳前の青年であった。しかしながら、日本社会事業学校にて日本の児童福祉法を学んで帰琉した児童福祉の専門家として、厳しい文教社会委員会委員の質問に対しても堂々とした答弁を行っている様子を本議事録からは読み取ることができる。

以降では、渡真利源吉氏所蔵の「琉球政府立法院文教社会委員会会議録一回～三回議会1952～1953 (S27～28)」の72～162頁の写しを元に、各回の審議の会議録をテキスト化し公開することとした。

以下に、会議録をテキスト化して掲載するが、書記官であった石垣孫可、平永俊の独特のくずし字やコピーの不明瞭さのために判別不可能な箇所があった。判別不可能な部分については、「●」にて記述しておくこととした。

<1953年7月8日 審議第1回目>

文教社会委員会会議録

一. 開催日時 一九五三年七月八日 水 (自午前十時四十五分 至午後零時二〇分)

一. 出席委員 委員長 宮城久栄

委員 西原雅一 兼次佐一

瀬長亀次郎 大濱國浩

一. 証人 社会局 渡真利源吉 末吉業信

一. 付託件名 児童福祉法案

○委員長(宮城久栄) 開会いたします。

児童福祉法案について審議いたします。

先づ本法案と日本法との主たる相異点について法案の起草者である社会局福祉課の渡真利さんに話して貰います。

○渡真利源吉君 主たる相違点を申し上げますと先づ日本法では妊産婦の保護の面を入れてありますが、本法ではそれを省いております。

母体内にある時からの保護まで取り入れますと琉球の現在ではなかなか手が届きかねるところがありますので本法では先づ児が生まれて以後の保護と云ふ立場において立案しております。

次に日本法では児童委員を設けてありますが本法では抜きにしてあります。

○委員長(宮城久栄) 本法案は起案者の方で軍との交渉もすませてありますか。

○渡真利源吉君 起案当初から軍の勧告も聞き、その意見も入れてある。

出来上がった案全体としては軍まで行ってない。

○渡真利源吉君 日本法では児童相談所、福祉事務所の二本立となってるが本法では福祉事務所は設置せず児童相談所だけとした。

○委員長(宮城久栄) 本法で福祉事務所を省いたのは予算の関係か。外に理由があるか。

○渡真利源吉君 最初起案者の方では福祉事務所を置いてそれを中心として福祉事務を進めて行く計算でしたが、政府の方針として福祉事務所は置かないことになった。その辺の詳しい事情は自分にはわかりません。

○委員長(宮城久栄) 福祉事務所を置かないことになった理由を局長にたづねて返事して貰いたい。

○渡真利源吉君 日本法では児童相談所長の資格条件には医師であって精神衛生に関し学識経験を有する者とか、大学において心理学を専修する科目を修めて卒業した者とか、其の他ややこしい条件があつて沖縄の現状から見た場合到底それらの資格条件を具備した人は得られないので、児童相談所についてはそれを設置する条文は作って置いて、実際には所長としてそれ等の条件を備えた専門家が出た時に相談所を設置しようとする方針である。

○渡真利源吉君 第二章の福祉の措置及び保障に関して日本法と異なる主なる点は妊産婦の保護に関する措置を本法は取り入れてないことであります。

日本法では母子手帳とか、助産施設への入所とか母子寮への収容などの措置が講ぜられるようになってるんですが、本法ではそれ等がない。

その他に日本法では身体に障害ある児童の保護措置がありますが本法ではその制度を取り入れてありません。それ

は予算関係で取り入れることが出来なかった。

○渡真利君 日本法では「福祉事務所長のとるべき措置」及び「児童相談所長のとるべき措置」等をうたっていますが本法ではそれ等がうたわれていない。

○渡真利源吉君 日本法では都道府県知事の取るべき措置で家庭裁判所の審判に付することが適当と認める児童は家庭裁判所に送付することになってゐるが、本法では巡回裁判所に送付することになってゐる。

琉球では布告十二号で親権問題に関しては巡回裁判所で取り扱うことになってゐるので、第二十二條（本法）では琉球の三権分立の立場で飽迄協力と云ふ立場を採つてゐる。

○兼次委員 字句的な相違点はよして根本的な相違点を云つて貰ひ度いのだ。字句は後で逐条審議で行うから。

○渡真利源吉君 日本法では親権者の親権濫用の防止策として“親権喪失宣告の請求”（第三十三條の五）とか“後見人選任の請求”又は「児童保護のための禁止行為」がうたわれてゐるが、琉球では日本の新民法が適用されてゐないので、只今本法ではそれ等の条文が省れてゐる。

○渡真利君 一番大きな相違点を申しますと妊産婦の保護を取り入れてないこととあります。

○兼次委員 法文の中からあらわれて来る親権者の定義の琉球における法源は。

○渡真利源吉君（筆者註：記載なし）

○兼次委員 日本の旧民法は琉球では現在行われてゐると云ふ解釈の立場だね。

○兼次委員 本法第六條で云う児童福祉施設には琉球では現在どんなのがあるか。

○渡真利源吉君 厚生園の養護施設や盲啞学校の施設等とあります。

○兼次委員 本法では市町村に於ける児童福祉審議会は任意設置になってゐるが、日本の市町村児童福祉審議会も任意設置になってゐるのか。

本法に於ける市町村の審議会の権限は中央審議会と同じか。

○渡真利源吉君 日本法でも市町村の審議会は任意設置である。

市町村審議会の権限はどこまでもその範囲は市町村であつて、中央と同じではない。

○兼次委員 福祉事務所を置かないのは補助機関でやつて行くつもりか。

○兼次委員 日本では福祉司は児童相談所長の指揮を受けるが本法では行政主席と一部の地区（離島）では地方庁長の指揮を受けることになってゐるが、實際運営上それで支障はないと思うか。

福祉事務所を置かない理由を詳しく説明して貰ひ度い。他の立法（生活保護法）とも関係があるから。

○委員長（宮城久栄） 福祉事務所を設置するといくらの予算が要るか、又何人の職員を必要とするかを調査して報告して貰ひ度い。

○瀬長委員 本法が立法された時においては児童福祉が現在よりどれだけ多く福祉を受けることになるか。

○渡真利源吉君 本法第二十五條において同居児童の届出の条文があるので、これまで他人に使用されて虐待されてゐた児童等が保護を受けて福祉を受けるようになる。

○瀬長委員 本法では第三章の児童福祉施設が骨と思うが、完全に骨を抜かれてゐる格好と思う。第三十一條にうたわれてゐる福祉施設についての費用が第四章（費用）においては全くうたわれてゐない。

○瀬長委員 本法を日本法同様妊産婦の保護を抜かず立法すれば費用（予算）はいくらになるか。

現在のままの立法案（妊産婦を除いて）ではいくらになるか具体的に詳しく報告して貰ひ度い。

○兼次委員 社会局では生活保護法案を起草してあるだろうが、その中には出産扶助は入れてないか、その関係等もある。

○渡真利源吉 無いと思う。

○兼次委員 若し無いとすればそれと本法との関係等は考慮されてゐるか。

○瀬長委員 本法は問題は予算である。条文や字句等は末節の問題になる。

○委員長（宮城久栄） 明日は渡真利さんだけでなく課長も一緒に来て貰ひ度い。

○委員長（宮城久栄） 福祉司は主席又は地方庁長の指揮

監督を受けることになってあるが、実際それで全琉の相談所の運営が出来るか。

○兼次委員 児童相談所の構想は。

○渡真利源吉君 一時保護を主とするものになると思います。

○瀬長委員 総体的に尋ねたいが——、ことさらに児童福祉法をメッセージで送って来た理由、つまり一切の其の他の社会保障制度についての法案に優先して本法のみを立法要請した理由は。

○渡真利源吉 新しい民主主義……

○兼次委員 いやいや君はうっかり答えてはいかんだらう君それを云えるか？

○渡真利源吉 (筆者註：記載なし)

○兼次 福祉施設を社会福祉法人によって経営することの出来るような条文はあるか。

○渡真利源吉 あります。

○兼次委員 社会福祉法人となり得るような団体として現

在どんな団体が対照(筆者註：ママ)として予想されるか。生活保護法と関係があるから聞く。

○渡真利源吉 あります。

○兼次委員 婦人会なども考えたことがあるか。

○瀬長委員 次は予算などについて知ってある人が来て貰って、その面について総括的なことを聞きたいと思う。

○西原雅一委員 相談所長を置かない理由は先に説明した資格を具備した適任者がないと云ふ以外は理由があるか。

資格条件を完全に具備した人が無くてもよいと思ふ。それに近い人を任命して漸進的に向上とはかり得る。日本と同様な資格の人の待つてゐるゑは、いつになるかしらん。そんな時代は来ないかも知らんよ。

○委員長(宮城久栄) 今日はこれで委員会を閉じます。明日は課長も一緒に来て貰いましょう。

今日、各委員からあつた質問(予算面)事項も調査して来て貰い度い。

調査員 石垣孫可 ㊦

後述するように、これらの審議の後の1953年10月から11月には、「琉球政府福祉三法」と通称される児童福祉法、生活保護法、身体障害者福祉法、そして社会福祉事業法が制定公布されることとなる。上記の議事録中にもあるように、児童福祉法の審議に併行して生活保護法と身体障害者福祉法、そして社会福祉事業法の審議も進められていた。しかし、児童福祉法の立案過程は他の法律とは異なる特色を持っていたのだった。

渡真利自身はその特色を「米国民政府の社会事業専門官であった山崎亮一が立案過程に直接関わっていたこと」「生活保護法と身体障害者福祉法は議員発議であった一方、児童福祉法は行政主席からの立法要請であったこと」「法案成立後、児童相談所の建設費等を米国民政府が出したこと」の3点から説明している(渡真利 1998: 10-11頁)。

渡真利らの立案過程は、米国民政府の意向を反映しながらも、基本的には日本の児童福祉法を土台とし、それを当時の時点での琉球の現状に即しながら実効性を持つように作成したものであった。

ところが、次回以降の審議でも重要な発言をしている瀬長亀次郎委員による渡真利への質疑は手厳しい内容であった。予算を理由とすることなく、可能な限り日本法と同様の児童福祉法を適用することを求めたのである。

瀬長委員の厳しい質疑の背景には次のような事情があった。サンフランシスコ平和条約が1952年4月28日に発効して日本本土が主権を回復した一方で、沖縄はアメリカの施政権下に置かれ続けることになった。それを受けて、立法院は1952年4月29日に「琉球の日本復帰に関する請願」を可決し、日本復帰への姿勢を強めていく。なかでも、共産主義的なスタンスに立ち、アメリカによる占領支配への反対と、本土復帰の方針を明確に打ち出していた琉球人民党(後に沖縄人民

党)の瀬長委員は立法院議員の中でも反米姿勢を最も強く打ち出している議員であった。

他方、行政主席であった比嘉秀平は対米協調路線をとり、日本との経済的・文化的交流の拡大を目標として掲げつつ、漸進的な姿勢を見せていた。(豊見山 2011: 7頁)

児童福祉法が機能し、戦災孤児や非行児への対策が進み始めていた日本の様子を学んで帰った渡真利らは、米国民政府との軋轢を生まない形で早期に琉球での児童福祉法を成立させ、一刻も早く子どもひとり一人の福祉を向上させる実効的な体制を構築することを優先したのだと考えられる。

<1953年7月9日 審議第2回目>

委員会会議記録

一. 開催日時 一九五三年七月九日(自午前十時四〇分から至(筆者註:記載なし))

一. 出席者 宮城委員長 西原雅一 兼次佐一
瀬長亀二郎 大濱國浩

一. 参考人 社会局福祉課長 山田有昂
社会局主事 渡真利源吉
社会局主事 末吉業信
労働課 栄原辰巳

一. 付託件名 児童福祉法案
公衆衛生課 島袋慶輔(旅館業法について)

○委員長 開会いたします。昨日調査を願ったものの回答から先に伺いましょう。

○渡真利源吉君 福祉事務所を設置したときの予算概略を。途中より山田課長引取る様にして。

四群島に各々一ヶ所おくとして総額は……。

○委員長 いやいや。本法を施行した時の総予算額はいくら位か。又日本法と同様な立法を施行すれば総予算額いくら位かかるかを総括的にね。

○渡真利源吉君 妊産婦の数について申し上げますと、一九五〇年度沖縄群島厚生部の出生児統計によりますと二三三一人となつてゐる。妊産婦数の統計はないから出生数から推測して算定すると、全琉に於ける一ヶ年間の妊産婦概数三六五二七人と推定する。

これ等妊産婦を対照(筆者註:ママ)として保護指導を行えば、先づ母子手帳制作費に一冊単価拾五円として約三〇〇万円。(ごたごた言いしづるところあり)

○委員長 本法案をそのまま実施した時の総予算、日本法同様に実施した時の総予算に別けて概算して(貴殿方の課でもっと研究調整して)内訳の書類を送付して貰い度い。

○瀬長委員 小さい部分的なものからではなく大きなものから云え。

○渡真利源吉 妊産婦のための予算は一八〇〇万円。

三〇〇万円 母子手帳

五五万円 届出書類

五五万円 証明書類

五五万円 報告書類

(答辯が部分的、末梢的、根幹にふれない)

○委員長 はっきり申し上げますよ。本法施行に要する予算は総額いくら、内訳いくら日本法通りすれば総額いくら、その内訳はいくらと調査・報告して貰ふようにしておく。

昨日の渡真利君の答辯では、妊産婦保護を取り入れないのは予算関係でと云いましたが、他にも理由がありますか。(課長に念を押す態度で)

○瀬長委員 日本法通りにすれば(妊産婦を入れる)予算が足りないのをそれを抜いたと云ふことは、立法の態度としてなつておらん。“それぞれの立法は是非必要だから予算はこれ丈計上する”と云うふうでなければいかん。本立法はメッセージによる要請だから言うのだ。

本会議においては委員長は行政府の君等に代つて、いろいろ議員の質問を受けねばならない。(しっかりした調査答辯を乞うとの意を含む)

○渡真利源吉君 最初から予算優先で行つた。

○瀬長委員 そんな法はあり得ない。法あつての予算である。

○委員長 日本法通りにしたときの予算、本法案通りに実施した時の予算、としての調査。詳細に出来なければ概算でいい。統計局とも連絡していつ頃までに調査出来るか？

先づ来週一ぱいとして、それでも出来なければ延期を申し出て下さい。

○委員長 それではお計り致しますが、予算関係の調査が出来なければ十分な審議は出来ないと思いますが、審議の方法、順序をどういたしましょうか。

○兼次委員 一応日本法と対照してこれこれは入れるべきか、否かの検討をして行きましょう。

○大濱委員 この法案についてそのまま検討を加えて行ってこまることがありますか。

○委員長 あります。

○渡真利源吉君 私達の考えとして子どもは先づ家庭で十分に養護指導をして行かれる可きものであって、それでも出来ないときに施設に入れると云うようような。

何でもかんでも施設、施設では困ると思います。

○委員長 渡真利君の云われるのは、つまり施設を乱用するくらいがあると云うことですか。

○渡真利源吉君 諸

○大濱委員 渡真利さんの意見は根本理念であって、それが出来ないからこそ斯様な立法をするのでしょう。

○瀬長委員 本案をそのまま逐條審議して行けないことはわかり切っているし法の骨が抜かれてゐるではないか。

何故骨を削ったか。予算であるとはけしからん。沖縄の現状がかかる立法をせねばならぬ立場だから。つまり法自体として根本的に考えられる可きで予算は別である。

○大濱委員 予算を対照して見ることも必要でしょう、実際的にね。

○委員長 立法はしたが予算の関係で拒否されてはつまらん。予算と対照して勘案することは必要である。

○瀬長委員 結論はついてゐるから月曜日頃に審議しましょう。

○渡真利源吉君 琉球では新しい思想による子供の人權はまだ十分に認められてゐないと云える。

本法の実施後の効果として福祉審議会の設置によって子供の人權を諸方面から擁護し、子供の人身売買の行はれてゐる現在、本立法第二十五条の同居児童の届出、規定などによってそれが防止され、又第二十九条の禁止行為の規定によって現在やたらに行はれてゐる子供の物売りなどが取締られて無知な保護者も段々目覚めて行くと思う。

妊産婦問題のとり上げについて申しますと、日本では妊産婦の届出制の利点として米砂糖等の配給の裏付けがあるので、届出制がうまく行はれてゐると云ふ実際であるから、当琉球でそれを立法して見てもかかる裏付けの利点を持たさない限り実際には何にもならんと思う。

先づ生れた後の保護、つまり青少年を現在の逆境から救うと云うことが琉球では目下の急務と思う。(相当強い語彙を帯ふ)

○瀬長委員 当委員会では本法案を立法の必要ないと云った委員は一人もゐないぞ！ 君見たようなことを云われると困るよ。

○大濱委員 渡真利君の熱意は大いに認める。

○委員長 本法案の審議はこれで打ち切ります(午前十一時三十分)。

一. 審議件名 旅館業法

一. 証人 公衆衛生課 島袋慶輔君

○これから旅館業法について逐條審議をいたします(調査員石垣孫可朗読)。

前日7月8日の審議を受けて開催された第2回目の審議であったが、与えられた時間も少ない中で渡真利は十分な答弁資料を準備することができず、再び瀬長委員から強烈な言葉を浴びせられることとなった。大濱委員や宮城委員長が米国民政府との関係上、限られた予算の中での実効性を求める姿勢を示して渡真利を擁護するが、瀬長委員は「結論はついてゐるから月曜日頃に審議しましょう」と述べている。

この瀬長委員の言葉に至るまでの議員達のやりとりは、渡真利に児童福祉法案が否決される可能性を感じさせたと思われる。瀬長委員の発言を聞いた渡真利は、「相当強い語彙を帯ふ」と書記官が論調に関するメモを残すほどの熱弁で、日本法ほどには行き届かない部分があってもこの法律の制定が琉球の子ども達を救うであろうことを論じ、法案審議の継続を訴えたのであった。

6日後に開催された第3回目の審議では、委員らの求めに応じ、渡真利らが児童福祉法案を施行した場合と日本法をそのまま適用した場合とを比較する予算案を立案し、審議に臨んでいる。

本予算案を立案するにあたっては、「琉球政府の庁舎への行き帰りのバスの中でも計算をし続けたことを憶えている」と渡真利自身が語っていた。

<1953年7月14日 審議第3回目>

委員会記録

一、開催日時 一九五三年七月十四日(自午前十時五五分
至午後零時十五分)

一、出席者 委員長(宮城久栄) 西原雅一
兼次佐一 大濱國浩

一、証人 社会局福祉課長 山田有昂
社会局主事 末吉業信
社会局主事 渡真利源吉

一、審議事項 児童福祉法案

○委員長 委員会をはじめます

○山田有昂 本法案の実施に伴ふ予算の概略について説明
いたします(別冊. 児童福祉法(案)施行に要する費用の
刷物による)。

(一) 児童福祉法(案)施行に要する費用

総額 (一六四九二, 二五二円)

(1) 児童福祉事業ヒ 一八五〇, 五五八円
(2) 児童福祉施設ヒ 一一六九〇, 八〇〇円
(3) 新施設設置ヒ 二九五〇, 八九四円

※但し上記の児童福祉施設ヒ中には一九五三年度
において既に実施しつある施設の費用も含まれてゐる。

※一九五三年度予算の児童福祉施設費は
一二三七五, 五二〇円である

※それで児童福祉法施行の場合、現在(本年
度)よりも実際に予算増額の分は四四一六, 七三二円
(1649,2252円-1207,5520円=4416,732円)

※児童福祉事業ヒ中には福祉司十四名分の人件費
六八四七二〇円を含む

一、児童福祉事業 総計 (一八五〇五五八円)

第3回目の記録はここまでに留まっている。これ以降は、渡真利自身の直筆にて書かれ印刷配布された予算案資料に、直接石垣氏がメモをした痕跡が残されている。

混乱を避けるために、本稿では渡真利自身の直筆にて書かれた原資料部分のみをテキスト化した。本資料は印刷の映りが悪い部分が多く、再現できていない文字が多いことを許していただきたい。

(一) 児童福祉法(案)施行に要する費用

総額 (一六四九, 二二五二円)

(1) 児童福祉事業ヒ 一八五〇, 五五八
(2) 児童福祉施設ヒ 一一六九〇, 八〇〇
(3) 新施設設置ヒ 二九五〇, 八九四

(二) 日本法適用による費用

総額 (二三, 七三四, 八七五円)

◎ (一) と (二) との差額 (七, 二四二, 六二三円)

(内訳)

(1) 児童相談所(一時保護所を含)

二, 二八〇, 三四三円

(2) 妊産婦乳幼児保健指導	一,〇二三,六〇六円	(3) 作業能力テスト用紙七	六,〇〇〇円
(3) 身体障害児療育指導	二二〇,二五〇円	(4) 諸調査七	三五,八六〇円
(4) 精神薄弱児施設々置	三,四三六,二七四円	(七) 児童福祉思想普及	三〇,〇〇〇円
(5) 職員養成訓練	二八二,一五〇円	(1) 普及費	三〇,〇〇〇円
		(八) 保護受託制度費	三〇〇円
		(1) 諸調査費	一八〇円
		(2) 指導経過記録用紙費	一二〇円
P,1 児童福祉法(案)施行に伴う費用		(九) 同居児童届出制度費	七,二〇〇円
一、児童福祉事業 総計(一,八五〇,五五八円)		(1) 同居を始める時	五,四〇〇円
(一) 中央児童福祉審議会費	二六,八八〇円	(2) 同居をやめた時	一,八〇〇円
(1) 会議費	三,四八〇円	(十) 立入調査制度費	三三三円
(2) 委員旅費	二三,四〇〇円	(1) 身分証票費	三三三円
(二) 里親制度費	一八〇,一二六円	(十一) 通信費	九,九六〇円
(1) 委託費	一八〇,〇〇〇円	(1) 電話料	七,二〇〇円
(2) 諸調査費	一二六円	(2) 通信費	二,七六〇円
(三) 児童相談所費	六五六,三七七円	(一二) 児童福祉司費	八五八,六二二円
(1) 建築費	一六五,〇〇〇円	(1) 俸給及手当	七二〇,三七二円
(2) 運営費	三〇八,九五〇円	(2) 旅費	一八三,二五〇円
① 収容児食糧購入費	三五五,五〇〇円		小計(九六六,二七五円)
② 調査書添付用寫眞費	二,〇〇〇円		
③ 備品費	二三,九〇〇円		
④ 消耗品費	二七,五〇〇円		
(3) 俸給及諸手当費	一五三,九一二円		
① 俸給(地域手当を含む)	一三〇,八〇〇円		
② 諸手当	二三,一一二円		
(4) 旅費(転員)	二八,五六〇円		
(四) 青少年不良化防止対策協議会費	一,四〇〇円		
(1) 会議費	一,四〇〇円		
(五) 児童保護連行費	一九,五〇〇円		
(1) 車賃	一〇,五〇〇円		
(2) 食費	九,〇〇〇円		
	小計(八八四,二八三円)		
P,2		P,3	
(六) 調査研究費	五九,八六〇円	二、児童福祉施設費	
(1) 児童票費(二〇〇〇人分)	六,〇〇〇円		総計(一一,六九〇,八〇〇円)
(2) 知能及心情質		(一) 沖縄職業学校	三,〇九〇,二〇〇円
テスト用紙費	一二,〇〇〇円	(1) 俸給及手当	一,〇六八,四〇〇円
		(2) 諸手当	一七八,一〇〇円
		(3) 旅七	四八,三〇〇円
		(4) 需要七	一八一,二〇〇円
		(5) 特殊消耗品七	一,三一一,六〇〇円
		(6) 特殊備品七	三五三,八〇〇円
		(7) 諸支出金	四八,八〇〇円
		(二) 沖縄厚生園	六,一五六,一〇〇円
		(1) 俸給及手当	一,七〇五,六〇〇円
		(2) 諸手当	一九〇,九〇〇円
		(3) 旅七	四二,〇〇〇円
		(4) 需要七	四三九,二〇〇円
		(5) 特殊消耗品七	三,三九五,六〇〇円

(6) 特殊備品ヒ	二四六,〇〇〇円
(7) 諸支出ヒ	一三六,八〇〇円
(三) 沖縄盲啞学校	二,一八九,五〇〇円
(1) 俸給及手当	六八七,三〇〇円
(2) 諸手当	七二,一〇〇円
(3) 旅ヒ	四八,三〇〇円
(4) 需要ヒ	一三二,〇〇〇円
(5) 特殊消耗品ヒ	一,一二九,八〇〇円
(6) 特殊備品ヒ	一二〇,〇〇〇円
小計 (一一,四三五,八〇〇円)	

P,4

(四) 八重山厚生寮	二五五,〇〇〇円
(1) 俸給及手当	三九,九〇〇円
(2) 諸手当	〇円
(3) 需要ヒ	二〇,七〇〇円
(4) 特殊消耗品ヒ	一八六,〇〇〇円
(5) 特殊備品ヒ	六,七〇〇円
(6) 諸支出金	一,七〇〇円

三、新施設設置費 (総計 二,九五〇,八四九円)

(一) 母子寮	一,七五九,九四九円
(1) 俸給及手当	三〇一,六〇〇円
(2) 旅ヒ	一〇,九二〇円
(3) 需要ヒ	七一,一〇〇円
(4) 特殊消耗品ヒ	一,一七六,九五〇円
(5) 特殊備品ヒ	九〇,三七九円
(6) 建築ヒ	二〇九,〇〇〇円
(二) 乳児院	五八四,九〇〇円
(1) 建築ヒ	二二〇,〇〇〇円
(2) 俸給及手当	一四一,六〇〇円
(3) 需要ヒ	三三,〇〇〇円
(4) 特殊消耗品ヒ	一六三,六〇〇円
(5) 備品 (特殊)	二六,七〇〇円
(三) 保育所保護ヒ並に補助ヒ	六〇六,〇〇〇円
内訳 保護ヒ	補助ヒ
(1) 那覇	一〇八,〇〇〇円 二〇,〇〇〇円

(2) 胡差	一〇八,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円
(3) 名瀬	一〇八,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円
(4) 宮古	八一,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円
(5) 八重山	八一,〇〇〇円	二〇,〇〇〇円

◎日本の児童福祉法を適用した場合に於ける新規事業費の内訳

P,5

四、妊産婦乳幼児保健指導費

	総計一,〇二三,六〇六円
(1) 貧困母子世帯に対する	
保健指導ヒ (政府負担)	一九九,八〇〇円
(2) 母子手帳作製ヒ	六〇〇,〇〇〇円
(3) 保健指導票ヒ	一八〇,〇〇〇円
(4) 妊娠証明書	一九,二〇〇円
(5) 妊娠届出書	一九,二〇〇円
(6) 妊娠届出報告書	一,二三八円
(7) その他諸雑費	四,一六八円

中央児童相談所費 合計 六九四,一八〇円

内訳	
事ム所建築費	瓦葺木造二〇坪 事ム室 診断指導室
	二二〇,〇〇〇円
俸給	所長、判定員2 医師
	指導員 書記 小使 計七名
	三八二,〇〇〇円
消耗品	四,五〇〇円
旅費	五,〇四〇円
備品	机 椅子 棚 三〇〇,〇〇〇円
特殊備品	心理測定器 智能テスト器
	五〇〇,〇〇〇円

那覇一時保護所 合計 五九三,四三〇円

内訳	
建築費	瓦葺木造 一五坪 保ゴ室 事ム室
	一六五,〇〇〇円
俸給	指導員 (2) 保母 小使 計四名

	一●二,〇〇〇円
消耗品	●, 六〇〇円
旅費	●, 八〇〇円
児童食糧費	一二七,七五〇円
児童連行費	一●, 五〇〇円
備品 机、蚊帳、蒲団、毛布	四九,七〇〇円
需要費 通信、電話使用量、薪炭、電灯	三三,〇〇〇円
胡差一時保護所	合計 五九三,四三〇円
内訳、那覇一時保護所二同じ	
奄美大島一時保護所	合計 四〇四,三八〇円
内訳	
建築費 瓦葺木造十坪 保ゴ室 事ム室	一一〇,〇〇〇円
俸給 指導員(2) 保母 小使 計四人	一七七,六〇〇円
消耗品	三,六〇〇円
旅費	二,八〇〇円
児童食糧費	六三,〇〇〇円
児童連行費	六,〇〇〇円
備品	二一,二〇〇円
需要費 薪炭、通信、電話	二〇,〇〇〇円
宮古一時保護所	合計 三二五,七〇〇円
内訳	
建築費 瓦葺木造十坪	一一,〇〇〇円
俸給 指導員(2) 保母 計3名	一三八,〇〇〇円
消耗品	三,〇〇〇円
児童食糧費	三一,五〇〇円
児童連行費	二,五〇〇円
備品 机、蒲団、毛布、蚊帳	二七,〇〇〇円
需要費 薪炭、通信、電話使用料、電灯	二〇,〇〇〇円

八重山一時保護所	合計 三二五,七〇〇円
内訳、宮古一時保護所二同じ	
中央児童相談所各一時保護所費	総合計 二,九三六,七二〇円
身体障害児補装具費	合計 二二〇,二五〇円
内訳	
盲児 盲人安全杖	六,〇〇〇円
ろう児 補聴器	一五〇,五〇〇円
肢体不自由児 義肢、松葉杖	六三,七五〇円

児童福祉法ニヨル資格職員養成訓練費	合計 二八二,一五〇円
内訳	
研究生 旅費、学費三名一ヶ年	一五四,四五〇円
研修生 旅費、受講費 各期二名 計八名	各三ヶ月 八八,七〇〇円
講師招聘 俸給、宿泊 二名半月分	三九,〇〇〇円

妊産婦、乳幼児の保健指導費	合計 一,〇二三,六〇六円
内訳	
貧困女子世帯●の政府負担	一九九,八〇〇円
女子手帳作製	六〇〇,〇〇〇円
保健指導票	一八〇,〇〇〇円
妊産婦証明証	一九,二〇〇円
妊娠届出書	一,二三八円
其の諸雑費	四,一六八円

精神薄弱児施設	三,四三六,二七四円
定員一〇〇名	
全琉児童役四二九,五四五人の〇.一% 四二九人の精	
薄児が居ると考へて	
建築費 瓦葺 木造 七〇坪保ゴ室	
瓦葺 木造 五〇坪教室静養室	

	一,三二四,〇〇〇円	需要費	一三二,〇〇〇円
俸給	六二五,九三四円	特殊消耗品	一,一二九,八〇〇円
諸手当	七二,一〇〇円	備品費	一五〇,〇〇〇円
旅費	六,四四〇円		

委員の求めた予算案についての説明を受けて、次の第4回目の審議からは条文の逐条審議へと進むこととなった。

<1953年7月15日 審議第4回目>

委員会会議記録

一、開催日時、一九五三年七月一五日（自午前十時三〇分 至午後零時一〇分）

一、出席者

委員長（宮城久栄） 兼次佐一 西原雅一 大濱國浩
瀬長亀次郎

一、証人 社会局福祉課長 山田有昂

社会局主事 渡真利源吉
社会局主事 末吉業信

一、付託案件 児童福祉法

○委員長 開会いたします 遂條審議をします。

○渡真利源吉 條文朗読

○委員長 第一條の第一項と第二項は日本法と対照して前後とり替えられてゐますが何か意味がありますか。

○渡真利源吉 出生後の保護と云ふ立場から児童の権利を先にしたのであります。

○瀬長委員 母性の保護をぬいたからそうなるでしょう。

○渡真利源吉 生れた子供の保護育成を先にするからであります。

○瀬長委員 本会議には正直に、「母性の保護を抜いたから自然そうなった」と説明した方がよいでしょう。

○委員長 第一條第一項の「一人格として」とうたつてあるのは単に貴方がたの考えか、それとも據りどころがあるか。

○渡真利源吉 アメリカの児童憲章にそういうことばがあります。

○委員長 第六條の児童福祉施設中、現在ここであるのはどれどれですか。

○渡真利源吉 保育所、養護施設として厚生園、盲ろうあ児施設、教護院（職業学校）です。

○兼次委員 厚生施設とはどんなものですか。

○渡真利源吉 例えば那覇にある遊園地みたやうなものです。利益ということ抜きにして經營されるものであります。

○委員長 厚生園に收容されてゐる児童で不良児でないのは普通の小、中学校に入学してゐるのですか。

又、不良性のある児童と普通の児童との起居就寝等生活は一緒ですか。

○渡真利源吉 別です。

○委員長 日本法の第八條第七項に相当する條文を本法に入れてないのは何故か。（筆者註：児童福祉審議会の児童文化財に対する推薦または勧告のこと）

○渡真利源吉君 これについては私達の方でも色々論議しましたが軍の係官の意見によって省いたのです。

○兼次委員 本條は日本法のように入れる必要があると思う。委員会で研究することにしましょう。

○委員長 第八條二項の臨時委員をおくのは如何なる場合か。

○渡真利源吉 （筆者註：記載なし）

○委員長、第十條の福祉地區はいくつ置くつもりか。

○渡真利源吉 沖縄本島を三地區に、奄美、宮古、八重山の三群島をそれぞれ一地區として計六地區であります。

○兼次委員 第十条の第五項によると、宮古、八重山、奄美の各福祉地區においては 児童福祉司は当該地方庁長の指揮監督を受けることになってゐるがそれは主席直結にした方がよくないか。

○渡真利源吉 各群島においては地方庁長に大中に主席の

権限が委任されてある——その見地でそうしてある。

○委員長 地方庁設置法中の地方庁長の権限の中にはいつてあるかね？

○渡真利源吉 立法者としては主席に直結させたかった。

○大濱委員 私は主席に直結させるといふことには反対だ。地方庁長の管轄区域内のすべてのことについて地方庁長は知っておるべきである。その見地において地方庁長の指揮監督下におくべきである。

○委員長 日本では児童福祉司と児童委員だが本法では児童福祉司と福祉主事になってゐるが児童委員と福祉主事とは異名同内容のものか。

○渡真利源吉 日本では福祉主事は社会福祉事業法第十八条に社会福祉主事の資格を定めてある。

○委員長 児童福祉司と社会福祉司とは権限はどちらが上か。

○渡真利源吉 児童福祉司です。

○委員長 本法案の第十一条児童福祉司の資格に該当する職員はおるか。

○渡真利源吉 おります。私等もその一人です。講習を受けた者が四十三人ゐます。

○委員長 その他の施設（第十一条第一項一号）とは、どんなものがあるか。

○渡真利源吉 福祉施設に併置された養成所があります。

○委員長 第十二条にある社会福祉主事設置法とは何のことでか。

○渡真利源吉君 社会福祉主事設置法を立法要請する予定でありましたがそれができませんでした。

○委員長 第十四条第一項二号は日本法通りにすること。

即ち、教育学的の次に社会学的を入れて、教育学的、社会学的及び精神衛生上……とする。

次に第十四条第三項三号は日本法第十六条の二の第四項四号通り、相談及び調査を掌る所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならないと條文の語句を直すこと。

○兼次委員 第十六条の見出し（規則への委任）とあるのは（規則制定）と改めて統一せねばならない。

○委員長 第十五条の末尾の、……を設置することができるのは日本法の第十七條の通り……を設けなければならない、と改めること。

○瀬長委員 第十八条（協力機関）は法文のうたい方を考えねばならない。

○委員長 委員会で研究することにしましょう。

○兼次委員 第十九条に関する條文で日本法には、「これを福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない」とある。

本法案では、第十九条の但し書きのところに市町村長はこれを児童福祉司若しくは社会福祉主事に通告しなければならないとなつてゐるが市町村長には通告して、児童福祉司や社会福祉主事には通告しないと言うことは無いと思うが。

○瀬長委員 日本法においては「罪を犯した満十四才以上の児童については、この限りではない。この場面においては、これを家庭裁判所に通告しなければならない。」とあるが、どうして本法ではこれを削つてあるか

それを抜くことはおかしい。是非入れねばならない。

○渡真利源吉 自分も感じてゐます。

○委員長 日本法通りにしましょう。

今日はこれで閉会します。明日は午後二時から開きます。必ず時間厳守してください。

調査員 石垣孫可 ㊞

本審議では児童福祉法第1条の第1項と第2項の逆転について、第5回目の審議での主題ともなる児童委員を設置しない点について、そして犯罪少年の通告について等が議論されている。

法の要である、第1条の「児童福祉の理念」については、日本法では第1項が「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」となつており、第2項が「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」となつてゐる。

一方、琉球政府児童福祉法案では第1項が「すべて児童は、一人格として尊重され、ひとしくその

生活を保障され、愛護される権利を有する」とされ、第2項が「すべて住民は、児童が心身ともに健やかに育成されるように努めなければならない」とされた。

これは、審議の中で瀬長委員が論じている「母性の保護をぬいたから」という理由よりも、渡真利が論じているように法の主体である子どもの権利を前面に打ち出すという意図から項目を逆転させたと考えられる。

この点が琉球政府児童福祉法案の明確な特徴であったのだが、実際に公布・施行された琉球政府児童福祉法では、第1項が「すべて住民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」、第2項が「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とされ、「国民」が「住民」に置換された以外は日本法と同じ順番の項目配置とされることとなった。

また犯罪少年の通告については、渡真利本人からの聞き取りによると、日本本土とは異なり少年法が無い状態であったため、児童福祉法の範囲内で対応ができるように米国民政府の山崎亮一が意図的に削ったとのことであった。

<1953年7月17日 審議第5回目>

委員会会議録

一. 開催日時 一九五三年七月一七日 自午前十一時十五分

一. 出席者 委員長 宮城久栄

委員 兼次佐一 瀬長亀二郎 大濱國浩
平山源宝

一. 証人 社会局福祉課 (渡真利源吉、末吉業信)

一. 付託案件 児童福祉法

○委員長 これから児童福祉法案について審議いたします(午前十時三〇分から引き続き話し合いのところ十一時十五分大濱委員出席し、定足数に足りて正式な委員会開会となった)

○渡真利源吉君 本法案は日本法の昭和二十六年六月に制定になったのを参考として草案してありますが、日本では昭和二十七年四月に改正になって居りますのでその部分が本法案では抜けてゐます。

別印刷物の通り條項を挿入したいと思います(第二十八条の第三項、児童の一時保護の條項の参考の(1-7)号挿入、第四項に(1-2)号挿入、第二十条は第六項を加える)

○委員長 本法案で児童委員を取り入れてないことについて、どうするか(入れるか否か)についておはかり致します。

す。

○渡真利源吉君 私から申し上げます。日本に於いては児童委員の制度についてはいろいろ論議もあつたが、結局従来からある民生委員の制度との関係で民生委員が児童委員を兼ねるとした。更に申しますと児童福祉法の前身とも云える少年教護法においては、都道府県は少年教護のため「少年教護委員」を置くことされた。ところが一方広汎な社会事業にかんする民間奉仕者としては、すでに「方面委員」がありそれは長い歴史と伝統をもって、そうとうの活動をしてきたのであるが、戦後に於ける広汎深刻な社会問題に対処し、当面の社会救済方策の実施に即応せしめるために従来からある「方面委員令」(昭和十一年十一月制定)が廃止とされて、新たな「民生委員令」が制定された。ここにおいて方面委員は民生委員として新しい面目をもってその第一歩を踏み出した。それと時を同じくして制定された画期的立法「生活保護法」の補助機関として働くことになった。ついで民生委員と少年教護委員との人的一元化が論議され、ついに民生委員即児童委員に似た制度がはじめられることになった。

昭和二十三年七月法律第九十八号で、民生委員即児童委員の体制が理論的にも制度的にもしっかりと打ち建てられた。

ところが琉球においては民生委員なる制度もなく日本に

於けるような方法もとれず、又その効果をも勘案して児童福祉司一本立てとした。

○兼次委員 日本法は民生委員即児童委員として効果がおもわしくなかったと云うのでここでも置かないと云う理由なのか。

○渡真利君 児童委員を設置するならばはっきり法の上でも児童委員と児童福祉司の職務の限界をうたわねばなりませんからね。

○兼次委員 本法にはうたわずとも社会事業法にうたわれた場合はどうしますか。

○瀬長委員 実際の仕事としてはサクソウすることになるね。

○兼次委員 「措置の決定」の場合、主席は福祉司や主事のみ意見を聞いて児童委員（制度がないため）の意見を聞かないと一方的な欠論におちいるおそれは起きないか。

○委員長 児童委員を置かない理由は経費の関係ではないのだね。福祉司一本立てで十分だと云うのだね。

○委員長 児童委員をおく、おかない、どうしますか。

○委員一同 委員会としてまとめましょう（午前十一時四十五分）

○委員長 公衆浴場法の「行政主席の許可を受けて」と削除するか否についておはかりいたします。

○兼次委員 それは削りましょう。

（一同も意義ない意向）

○委員長 もう一つあります。第四条の療養のために利用される公衆浴場では許可が二つにあつてだぶつてゐる。

○兼次委員 そこはよいでしょう。療養のための浴場として主席の許可を受けた浴場は伝染性の疾病患者が入浴することは、この限りではない、ということですよ。

○委員長 ア々、わかりました。それは私の説明が悪かったためですね。そこはそのままにしましょう。

○委員長 それでは次に委員会修正案として、次に、

一、第一条第二項「行政主席の許可を受けて」を削る。

二、第十二条の見出し「規則えの委任」を「規則の制定」に改める。

を二議会上に上提いたします。

○委員長 月曜十時から委員会を開きます。

調査員 石垣孫可 ㊟

第5回目の審議では、児童委員の設置がメインテーマとなったが、結論は持ち越しとなった。

<1953年7月20日 審議第6回目>

委員会会議録

一、開会 一九五三年七月二十日午前十時五十分

一、出席委員 委員長 宮城久栄

委員 兼次佐一 大浜國浩 瀬長亀次郎

西原雅一 平山源宝

一、審議件名 児童福祉法

○委員長（宮城久栄）先に保留した条項を研究致し度い。

第一条、原案通りでよいですか。

（よいでせうと叫ぶ）

では、第一条を原案通りします。第七条は日本法の第六条を入れてないが、どうですか。

（入れた方がよいと叫ぶ）

では第七条第六項として日本法の第六項を入れることに

する。

○瀬長亀次郎君 妊産婦を予算との問題から削除すると、その理由の説明ができないことになるが。

○兼次佐一 予算の問題で削除するとは理由にならない。

○大浜國浩君 事務的、運営面の費用の問題である。

○西原雅一君 妊産婦は入れる必要がある。

○委員長（宮城久栄）では妊産婦を入れることにします。

第十条第五項に就いて

○大浜國浩君 権限を支庁長に委任したがよい。

○委員長（宮城久栄）では、但書を削除することにします。

第十二条の社会福祉主事設置法に就いて

○瀬長亀次郎君 社会事業法が生活保護法にうたわれる。

○委員長（宮城久栄）「社会福祉主事設置法による」を削除してはどうですか。

（よいでせうと呼ぶ者あり）

では削除することにします。

第十四条に就いて

（日本法通りがよいと呼ぶ者あり）

では日本法の第十五の二を入れることにする。

第十八条に就いて

（原案通りがよいと呼ぶものあり）

では、原案通りにして第三節の終りに持つて行くことにします。

第十九条に就いて

これは日本法通りにしたらどうですか。

（よいと呼ぶ者あり）

では日本法の第二十五条に改めて、條項中の家庭裁判所を巡回裁判所に改めることにします。

第二〇条第一項第六号を行政府の案通り追加することになります。

第二十二條、第二十七條は削除することにします。第二十八條は行政府案（プリント）通りにします。

第二十九條第六号に就いて

「待合、料理店、カフェーその他客席で客の接待をして客

に遊興又は飲食をさせる營業又はキャバレー、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる營業」を「風俗營業取締法第一条に掲げる營業」に改めたらどうですか。

○大浜國浩君 日本の風俗營業取締法第一条、第二号には、玉突場、まあじやん屋その他設備を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊技をさせる營業は含まれてないが。

○兼次佐一君 琉球法の第一条の營業を全部入れたがよい。

○委員長（宮城久栄） 風俗營業取締法第一条に掲げる營業に訂正することにする。

（研究の必要があると呼ぶものあり）

第四十七條、第三項、第四項の文教科長を行政主席に改める。

第四十九條と五十條を一箇條に纏める。

第五十六條の訴願に就いて

○大浜國浩君 行政府に訴願するとなると機關を設けることになる。

○委員長（宮城久栄） 第五十七條の罰金に就いて。

○平山源宝君 従来通り日本の1/3にする方がよい。

○委員長（宮城久栄） 附則は削除することにする。

本案は妊産婦を入れて、案を作り更に研究することになります。

散会 午後 0時十分

平 永俊 ㊦

石垣孫可

第6回審議では渡真利は出席せず、委員だけの逐條審議がなされた。本審議における最も重要な論点は、瀬長委員、兼次委員、西原委員の発言によって、妊産婦に対する対応が法案に盛り込まれることになった点である。

<1953年7月30日 審議第7回目>

委員会会議録

一. 開会 一九五三年七月三十日十時二十分

一. 出席委員 委員長 宮城久栄

委員 西原雅一 兼次佐一 大浜國浩

平山源宝 瀬長亀次郎

一. 参考人 社会局 大城、渡真利

一. 審議件名 麻薬取締法案

児童福祉法案

- 委員長（宮城久栄） 第三十七条第二項の「●●の行為」とは
- 社会局（大城君） 始末書を取る程度の行為である。
- 委員長（宮城久栄） 第四十条の「必要な処分」とは。
- 社会局（大城君） 廃棄の処分をいう。
- 委員長（宮城久栄） 本法案は日本の新法に基づいて、案を作り替え更に検討することにします。

次に児童福祉法案を御願います。

- 兼次佐一 委員会で決めた通りの調整箇所だけ説明させたらどうですか。
- 委員長（宮城久栄） では平君説明して下さい。
- 平永俊君 第二十三条第一項の「巡回裁判所」は、社会局の意見で「検事局」にしてある。
- 社会局（渡真利君） 巡回裁判所と打合せしたら、裁判所の方では事務多忙であるので検事局に相談して呉れとのことで、検事局に相談したら、よろしいとのことで、検事局へ通告することにした。
- 瀬長亀次郎君 事務多忙の問題ではない。十四才以下の児童を検察官庁で取り扱うことは弊害があるので、日本では家庭裁判所で通告している。
- 兼次佐一君 委員会修正案通り巡回裁判所にし度い。
(全員賛成)

- 委員長（宮城久栄） では巡回裁判所に訂正します。
第三十六条第六項、風俗営業取締法第一条について検討して下さい。
- 大浜國浩君 現に児童に物品の販売業をさせている実状である。
- 委員長（宮城久栄） 日本法では第一条第三号に該当する場所に立ち入らせる行為は許してあるが、どうですか。
- 平山源宝君 家庭的な事情でやらせることもあるので、検討の必要がある。
- 瀬長亀次郎君 悪いところを日本に真似る必要はない。児童を保護すべきである。
- 平山源宝君 年令を下げたらどうですか。
- 瀬長亀次郎君 決を取って呉れ。
- 委員長（宮城久栄） では裁決します。原案に賛成の方は拳手願います。三名であります。多数でありますので、原案通り決定します。
本法案を月曜日第一議会上に上提したいが、
(よいと呼ぶものあり)
では上提することに決めます。

休憩 午後零時十五分

平 永俊 ㊟
石垣孫可

文教社会委員会における最終審議となった第7回目の審議においても、瀬長亀次郎委員が積極的な意見表明を行なっている。第23条第1項の「巡回裁判所」の件は、児童福祉法案の提出後に調整がなされたものであろうか。「検事局」にするとされたところを、瀬長委員が巡回裁判所とするように進言している。また、児童福祉法案29条第6項の15歳未満児の路上販売への従事等については、日本法よりも丁寧子どもを守るようにとの意見を出している。

いずれも日本法の条文の意義を深く理解した上で、渡真利らの行政サイドとは異なる立ち位置から、琉球の子ども達の福祉向上を考えての意見表明であったと評価することができる。

5 琉球政府立法院文教社会委員会通過後の児童福祉法案の審議

激論の末、立法院文教社会委員会を通過した児童福祉法案（立法院案）は、その後以下のような経

過をたどった。

1953年8月3日、宮城久栄・文教委員会委員長が児童福祉法案（立法案第44号）を第3回立法院本会議に発議した。8月10日には、行政主席・比嘉秀平が行政主席メッセージを出しているが、そこでは児童福祉法案の審議について以下のようなメッセージを残している。

「社会福祉関係については、政府としては関係法規を立案準備してはありますが、とりあえず、児童福祉法を提案致してありますので、議員発議に係る関係諸法案と共に、特に政治歳入を勘案のうえ慎重審議の程お願いする次第であります」「御承知のように政府施策の決定に関しては予算裏付けの見通しを必要とするのでありますが、本年度予算に関しては軍補助金の総額の見通しがつかず、そのために今日まで延引した次第であります」（1953年8月3日琉球政府広報第24号（号外））

本メッセージが出された背景には、立法院文教社会委員会における瀬長委員らの急進的な日本国法への接近姿勢を牽制しつつ、立法院本会議でのスムーズな議事進行を図ろうとする意図があったのではないかと推察される。

8月12日には宮城久栄・文教委員会委員長が立法院本会議にて児童福祉法案提案の理由および修正事項に関する説明を行っている。

9月7日に琉球政府児童福祉法は可決され、10月19日には行政主席・比嘉秀平は児童福祉法により署名、公布されることとなった。

児童福祉法および、生活保護法、身体障害者福祉法の「琉球政府福祉三法」、そして社会福祉事業法の署名、公布にあたっては、米国民政府公衆衛生部・山崎亮一と琉球政府社会局福祉課・宮城常敏が主席室に招致され、署名前に「この4本の社会福祉立法に異議がないか、また、立法の運営実施に際して重大な問題が惹起するようなことはないか」についての確認作業が行なわれている。

この確認作業が行なわれた背景について、実際に琉球政府サイドの代表として立ち会った宮城常敏は、「局長会議で異議があった」こと、および「米国民政府と協議するよにという行政主席あての特別書簡があった」という2点の理由から説明している。

後に、宮城常敏はこの確認作業を「異例の立ち会い」であったと評している。（宮城 1986：126-133頁）

アメリカもしくは親米派にとっても、反米派にとっても、実効性のある社会福祉法制の確立は、沖縄の復興のために欠くことができないものであった。すみやかな法律の制定、施行のために、行政主席・比嘉秀平は最大限の慎重な姿勢で、最後の詰め作業を行なったのだと考えられる。

6 まとめにかえて ——琉球政府児童福祉法の成立過程への渡真利源吉の関与から見えてくるもの——

①日本政府児童福祉法および日本社会事業学校教員陣の影響

琉球政府児童福祉法は、日本政府児童福祉法を土台としつつ、琉球政府の現状に合わせた改訂作業の末に誕生した。この作業に先立つ1951年度に、渡真利源吉らが琉球列島米国民政府（USCAR）社

会福祉人材育成スカラシップにより日本社会事業学校研究科（1年課程）へ派遣されていたことは注目に値する。

日本社会事業学校において渡真利は主に児童福祉関連の法制度や現場実践について学ぶ役割を与えられていた。そして、卒論指導教官の朝原梅一をはじめとして、吉田久一、五味百合子、鷺谷善教、木田徹郎、仲村優一、徳永寅雄、小川政亮、黒木利克等の授業を履修し、個人的にも親交を深めている。

なかでも、当時厚生省庶務課長であった黒木利克から直接日本の児童福祉法について学ぶことができたことは、琉球政府児童福祉法案の作成に大きな影響を与えたと考えられる。

また、当時まだ若手教員であった仲村優一は渡真利らの帰琉後、度々来琉して、琉球の社会福祉の向上に寄与した他、米国民政府の山崎亮一とも親交を深めるようになった。

②米国民政府社会事業担当専門官・山崎亮一の影響

渡真利源吉らが琉球政府児童福祉法の社会局福祉課草案を作成する際には、米国民政府の山崎亮一も作業に加わり、有益なコメントを行っている。

ちなみに山崎亮一とは、1950年12月の米国民政府成立に先立つ軍政府時代であった1949年に社会福祉担当官として派遣された日系二世の人物である。アメリカ本土でGHQの仕事をし戦後はハワイ大学大学院で社会事業を学び、福祉事務所でワーカーをしていたところ、専門官として琉球に派遣されることとなった。1969年にハワイへ帰るまでの20年間、琉球の社会福祉向上に多大な貢献をした。

アメリカの児童憲章に関する知識など当時最先端の児童福祉理念が山崎亮一によってもたらされ、日本社会事業学校での留学によって日本の児童福祉法に精通した渡真利源吉を触媒として、琉球政府児童福祉法原案に日本法を超える理念を植えつけることとなったのであった。

前述の第1条の第1項と第2項の逆転の他にも、日本法第27条第1項第1号で規定されていた「訓戒・誓約」措置を、「ケースワークの原則に反するという考え」で削除したというのも、山崎亮一からの助言によってもたらされた琉球政府児童福祉法案の特色であった。（川崎・鈴木 2010：233-234頁）

③日本復帰を求める急進派議員の反発

渡真利らは、限りある予算内で当時の琉球の児童福祉問題の解消を目指すための法案を立案した。それに対して、本土復帰を目指す立法院議員たち（特に、瀬長亀次郎議員）はあくまで日本法に近い児童福祉法を求めた。

その結果、法案では省かれてしまっていた妊産婦の保護、福祉事務所の設置（児童福祉法案審議時点での政府の方針）、関連予算などが見直されることとなった。

瀬長議員らの意見が反映され、琉球政府児童福祉法は渡真利らの原案に比べて、日本法との連続性の高いものとなったことは確かである。しかしながら、当時の琉球政府の自立性（特に予算面）や、法の実効性の面から考えると、原案よりも実現性の薄い形で成立したという側面は否定できない。このため、琉球政府児童福祉法は措置費予算の裏づけが不十分である、施設や人材が十分に配置されない等の問題を引きずることとなり、児童福祉実践場面においては後々まで多くの混乱の種を残すこと

となった。

7 本研究の今後の課題

本稿では頁数の関係もあり、日本の児童福祉法と、琉球政府社会局福祉課「児童福祉法案」、文教委員会を通過して立法院本会議に送付された児童福祉法案、そして公布・施行された琉球政府児童福祉法との比較検討をするには至らなかった。今後、今回公開できなかった資料等も公開しながら、比較検討を行っていきたいと考えている。

また、本稿にて公開した文教委員会の議事録等は、まだ沖縄公文書館等でも整理、公開が進んでいない。今回解読できなかった部分等を多くの研究者の目で検討いただくためにも、何らかの方法で元となる議事録等を公開する方法を検討していきたい。

なお、本稿では筆者が研究を進めている渡真利源吉のライフヒストリーを主軸としながら琉球政府児童福祉法案の成立過程を研究したが、他の関係者からの聞き取りや、敗戦国統治施策の一環としての児童福祉法立案についてのアメリカの方針、山崎亮一についての詳細な調査等、まだまだ解明されていない点も多い。これらに関する研究も、今後の課題とすることとしたい。

<参考文献>

- 川崎二三彦・鈴木崇之 2010『日本の児童相談 ——先達に学ぶ援助の技——』 明石書店。
- 幸知努 1975『沖縄の児童福祉の歩み』
- 宮城常敏 1986「社会福祉行政のあゆみ」 竹内和三郎編『沖縄の社会福祉40年 ——沖社協創立35周年記念誌——』125-141頁。
- 望月彰 1998「琉球政府児童福祉法案の審議経過とその特質」 児童福祉法研究会編『児童福祉法研究』：93-113頁。
- 瀬長亀次郎 1959→2013『新装版 民族の悲劇 ——沖縄県民の抵抗——』 新日本出版社。
- 島マス先生回想録編集委員会編 1986『島マスのがんばり人生 ——基地の街の福祉に生きて——』
- 鈴木崇之・加藤彰彦 2005「渡真利源吉の思想と実践 ——ライフヒストリーに基づく戦後沖縄児童福祉史研究・序説——」 沖縄大学地域研究所『地域研究』第1号：105-116頁。
- 渡真利源吉 1998「児童福祉法の制定」 沖縄県生活福祉部編『戦後沖縄児童福祉史』：10-38。
- 渡真利源吉 2004「私の生い立ちと社大」 沖縄原宿会『日本社会事業大学と沖縄の社会福祉 ——会員個人史その1——』：19-27頁。
- 豊見山和美 2011「【資料紹介】 琉球政府立法院の発足」 『沖縄県公文書館研究紀要』Mo.13：1-8頁。
- 丹野喜久子 1998「占領下沖縄の児童問題と児童福祉法成立過程」『社会事業史研究』No.26：79-111頁。
- 丹野喜久子 1999「占領下沖縄の児童問題とその救済事業 ——『うるま新報』から透視してみる——」『縮刷版うるま新報 第2巻』：1-10頁。

<謝辞>

本稿の執筆や、資料の読解にあたり、たくさんの助言を下された渡真利源吉先生に、ここに記して感謝の意を表します。

A Study on the Formation Process of the Ryukyu Government Child Welfare Act.
—From the Point of View of Genkichi Tomari's Work—

SUZUKI Takayuki

Abstract

Genkichi Tomari was the substantial writer of the Child Welfare Act of the Government of the Ryukyu Islands. He was the one of a few specialists of Child Welfare in the Government of the Ryukyu Islands.

The Child Welfare Act in Japan was established in 1947 and came into force from 1948. However, in Okinawa, the Child Welfare Act of Japan did not have to take effect, because Okinawa had been placed under the occupation by the U.S. military government.

Tomari was sent to the Japan School of Social Work to study the Child Welfare Act of Japan in 1951.

In 1952, Tomari returned to the Ryukyu Islands, and he and coworkers started to establish the original bill of the Child Welfare Act of the Government of the Ryukyu Islands while working as a social worker.

On 1953, the original bill of the Child Welfare Act of Ryukyu was debated at Legislature of the Government of the Ryukyu Islands.

During the debate process, Tomari explained that the difference between the original bill of the Child Welfare Act of Ryukyu and the Child Welfare Act of Japan.

But Kamejiro Senaga, who is the member of Legislature of the Government of the Ryukyu Islands, insisted to minimize the difference. As Senaga aimed that the Ryukyu Islands will rejoin to Japan as soon as possible.

In October, 1953, the Child Welfare Act of the Government of the Ryukyu Islands, which were almost likely to the act of Japan proclaimed. But, this act had the many problems such as lacking the budget, the lacking the organization and institutions and manpower, and so on.

Keywords: the Ryukyu government Child Welfare Act., Genkichi Tomari, History of Child welfare